

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 7 月 1 日

株式会社オートバックスセブン

株式会社オートバックス・スクエアカーズ

2025年7月1日

東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 社長 堀井 勇吾

千葉県柏市大井537番1
株式会社オートバックス・スクエアカーズ
代表取締役社長 倉林 真也

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社オートバックスセブン（以下「分割会社」といいます）と株式会社オートバックス・スクエアカーズ（以下「承継会社」といいます）とは、両当事者間で締結した2025年5月9日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます）に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、分割会社のオートバックスカーズ直営店の中古車買取・販売事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます）を行いました。

本件分割に関して会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

本件分割は、2025年7月1日に効力を生じました。

2. 分割会社における法定手続の経過

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条の2ただし書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

（2）会社法785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求（第785条）

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法

第785条の規定による手続きは行っておりません。

②新株予約権買取請求（第787条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③債権者の異議（第789条）

本件分割については、承継する負債につき分割会社が併存的債務引受を行うため、会社法第789条第1項に規定する異議申述可能な債権者はありませんので、該当事項はありません。

3. 承継会社における法定手続の経過

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定に基づき、本件分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

（2）会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求（第797条）

第796条第2項に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

②債権者の異議（第799条）

2025年5月27日付の官報公告にて債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社について、各別に催告すべき知れている債権者はありません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である2025年7月1日をもって、分割会社のオートバックスカーズ直営店の中古車買取・販売事業に関する権利義務を本件契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2025年7月1日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上